## 漁業法第 11 条の規定に基づく 免許の内容たるべき事項など

## (区画漁業権)

平成20年広島県告示第471号の別冊5冊のうち4

尾道市 海面

免許予定日 平成20年9月1日

存 続 期 間 免許の日から 平成 25 年 8 月 31 日まで

申請期間 平成20年5月8日から 平成20年7月7日まで

- 1 公示番号 区第387号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1)漁業種類 名 称 時 期

第1種区画漁業のり養殖業 9月20日から翌年3月31日まで

(2)漁場の位置及び区域

漁場の位置 尾道市東尾道松永湾干拓地地先

漁場の区域 次のアイ,イウ,ウエ,エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 東尾道県営物揚場南東角

" 2 " 松永湾干拓地南東角の排水口中央 (㈱ケンスイ南側道路の 北側の線の延長線と護岸との交点) から護岸沿い北へ 50 メート ルの所

ア 1 から尾道市浦崎町カガラ山の高(164 メートル)を見通す線上 295 メートルの所

1 "

245 メートルの所

ウ 2からカガラ山の高(164 メートル)を見通す線上 220 メートル の所

エ " 270 メートル の所

- 3 地元地区 尾道市山波町
- 1 公示番号 区第388号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1)漁業種類 名 称 時 期

第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年12月31日まで

(2)漁場の位置及び区域

漁場の位置 尾道市高須町,福山市高西町松永湾干拓地地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアの4直線によって囲まれた区域

基 点 1 東尾道尾道地区衛生施設組合共同排水施設敷地の南西角前護岸点 から護岸沿い東へ280メートルの所

リ 2 松永湾干拓地護岸南東端 (送電線鉄塔前の護岸点)

ア 1から尾道市浦崎町カガラ山の高を見通す線上 460 メートルの所

ウ 2から浦崎町手城鼻から東へ1番目の鼻を見通す(163 度)線上 300メートルの所 エ

500 メートルの所

- 3 地元地区 尾道市山波町
- 1 公示番号 区第389号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1)漁業種類 名 称 時 期

第1種区画漁業 のり養殖業 11月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 尾道市向東町加島地先

漁場の区域 次のアイ,イウ,ウエ,エオ,オカ,カアを結んだ6直線によって囲まれた区域。ただし、海底電線保護区域を除く。

基 点 1 加島城ヶ鼻北西端

*"* 2 *"* 西端

" 3 " 南西端

ア 1 から尾道市向島町大山の高 (105 メートル) を見通す (305 度 30 分) 線上 190 メートルの所

イ "

ッ 90 メートルの所

ウ 2から向島町上江府島北端を見通す線上110メートルの所

エ 3から向島町観音崎を見通す線上140メートルの所

カ 2から上江府島北端を見通す線上230メートルの所

- 3 地元地区 尾道市山波町
- 1 公示番号 区第390号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1)漁業種類 名 称 時 期

第1種区画漁業 のり養殖業 11月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 尾道市向東町加島地先

漁場の区域 次のアイ,イウ,ウエ,エオ,オカ,カキ,キク,クケ,ケコ, コアを結んだ10直線によって囲まれた区域

基 点 1 加島城ヶ鼻北東端(東鼻)

" 2 " 東端

" 3 " 南端

ア	1から尾道市浦崎町カガラ山の高(164 メートル)を見通す線上
	130メートルの所
イ	II
	230 メートルの所
ウ	2から尾道市百島町百島北端(女男石鼻)を見通す線上 280 メー
	トルの所
エ	″ 百島の高を見通す線上 250 メートルの所
才	″ 福山市内海町横島小脇ノ鼻の高(111 メートル)を見通す
	線上 380 メートルの所
カ	3から百島町彦崎を見通す線上250メートルの所
キ	" 150 メートルの所
ク	2から横島南西端を見通す線上330メートルの所
ケ	″ 百島の高を見通す線上 150 メートルの所
コ	″ 百島北端(女男石鼻)を見通す線上 180 メートルの所

- 3 地元地区 尾道市山波町
- 1 公示番号 区第391号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1)漁業種類名 称時 期第1種区画漁業わかめ養殖業10月1日から翌年4月30日まで
  - (2)漁場の位置及び区域

漁場の位置 尾道市東尾道松永湾干拓地地先

漁場の区域 次のアイ,イウ,ウエ,エアを結んだ4直線によって囲まれた区 域

基 点 1 東尾道県営物揚場南西角

- " 松永湾干拓地南東角の排水口中央(㈱ケンスイ南側道路の 北側の線の延長線と護岸との交点)から護岸沿い北へ261メート ルの所(護岸取り付け部北東角)
- ア1 から尾道市浦崎町戸崎の鼻東端を見通す線上 445 メートルの所イ"
- ウ 2から浦崎町手城鼻北端を見通す線上460メートルの所
- 3 地元地区 尾道市向東町,山波町,新高山1~3丁目,東尾道
- 1 公示番号 区第392号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1)漁業種類 名 称 時 期

第1種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年4月30日まで

(2)漁場の位置及び区域

漁場の位置 尾道市向東町歌地先

漁場の区域 次のアイ,イウ,ウエ,エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 向東町大磯鼻東端 (スベリの南側付け根)

2 1から護岸沿い西へ140メートルの所

13 向東町女法崎北東側のコンクリート護岸南東端から護岸沿い北へ 138メートルの所

" 4 尾道市浦崎町戸崎久保の鼻北西端

" 5 " 南西端の鼻

ア 2から5を見通す線上110メートルの所

イ 180メートルの所

ウ 3から4を見通す線上150メートルの所

エ 1 を見通す線上 130 メートルの所

- 3 地元地区 尾道市向東町,山波町,新高山1~3丁目,東尾道
- 1 公示番号 区第393号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1)漁業種類 名 称 時 期

第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2)漁場の位置及び区域

漁場の位置 尾道市向東町松本新開地先

漁場の区域 次のアイ,イウ,ウエ,エアを結んだ4直線によって囲まれた区 域

基 点 1 向東町松本新開南側防波堤南側付け根から護岸沿い南へ 90 メートルの所(南側防波堤から1番目のスベリ付け根中央)

ア 1から50度170メートルの所

エ 120メートルの所

- 3 地元地区 尾道市向東町
- 1 公示番号 区第394号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期

第1種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年4月30日まで

(2)漁場の位置及び区域

漁場の位置 尾道市向島町上江府島地先

漁場の区域 次のアイ,イウ,ウエ,エアを結んだ4直線によって囲まれた区 域

基 点 1 向島町干汐漁港南側防波堤付け根から護岸沿い南へ 215 メートル のスベリ北側付け根

280 メートル

の所

ア 1から上江府島南西端から北西へ1番目の鼻(人形岩)を見通す線上330メートルの所

1 "

〃 430 メートルの所

ウ 2から尾道市向東町加島の高(104 メートル) を見通す線上 435

メートルの所

ートルの所

- 3 地元地区 尾道市向島町
- 1 公示番号 区第395号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1)漁業種類 名 称 時 期

第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2)漁場の位置及び区域

漁場の位置 尾道市向島町串山地先

漁場の区域 次のアイ,イウ,ウエ,エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 向島町向島漁協埋立地(南側)東角

" 干汐漁港北側漁港用地北側付け根から護岸沿い北へ 37 メ ートルの所

ア 1から尾道市向東町加島北端を見通す線上10メートルの所

イ 180メートルの所

ウ 2から向島町上江府島北端を見通す線上240メートルの所

3 地元地区 尾道市向島町

- 1 公示番号 区第396号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1)漁業種類 名 称 時 期

第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2)漁場の位置及び区域

漁場の位置 尾道市向島町上江府島地先

漁場の区域 次のアイ,イウ,ウエ,エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 上江府島北西端

" 2 " 南西端から北西へ1番目の鼻(人形岩)

ア 1から向島町干汐漁港南側防波堤南側付け根から防波堤沿い東へ

58メートルの防波堤角を見通す線上150メートルの所

1 "

11 50 メートルの所

ウ 2から干汐漁港南側防波堤から護岸沿い南へ215メートルのスベ

リ北側付け根を見通す線上50メートルの所

エ

150 メートルの所

4 地元地区 尾道市向島町